### 対馬市市有林産物売払実施要領

23対農第177号 平成23年11月28日

#### 第1 目的及び趣旨

この要領は、法令及び対馬市財務規則(平成16年対馬市規則第35号)に定めるもののほか、市有林の林産物及びその加工品の売払い実施に関し必要な事項を定め、もって作業の適正かつ合理的な執行を図ることを目的とする。

執行については対馬市建設工事執行規則及び対馬市契約規則を準用する。

#### 第2 売払いの相手方

競争入札による契約及び随意契約による売払いの相手方は、次に掲げる要件を満たす者とする。ただし、 立木の売払いの場合にあっては、次の(1)、(2)及び(3)の要件に該当する者((3)のイの要件については、 機械集材装置を用いて空中運搬する場合に限る。)とし、素材の売払いの場合にあっては、次の(1)及び (3)のウの要件に該当する者とする。

- (1)長崎県木材業者及び製材業者登録条例(昭和34年3月20日長崎県条例第3号。以下「条例」という。)に基づき木材業者登録又は製材業者登録をしている者
- (2)次のいずれかに該当する者を雇用している者
- ア 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(林業又は森林土木部門に係る2 次試験に合格したものに限る)
- イ 森林法(昭和26年法律第249号)187条第3項の林業普及指導員資格試験に合格した者(森林法の一部を改正する法律(平成16年法律第20号)による改正前の森林法第187条第5項の林業改良指導員資格試験に合格した者を含む)
- ウ 都道府県知事又は林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第11条第1項に 規定する林業労働力の確保支援センターから林業作業士の認定を受けた者
- エ 社団法人日本森林技術協会から林業技士の登録を受けた者
- オ 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校において林業に関する学科を修めて卒業した後、林産物の加工に係る業務について1年に60日以上かつ5年以上(同法による高等専門学校又は大学にあっては、1年に60日以上かつ3年以上)の実務経験を有する者
- カ 林産物の加工に係る業務について1年に60日以上かつ10年以上の実務経験を有する者
- (3)ア 伐木造材を伴う作業においては、労働安全衛生規則(昭和 47 年9月 30 日労働省令第 32 号。以下「規則」という。)第 36 条第8号又は同条第8号の2に伴う資格を有する者を雇用している者

イ 集材を伴う作業においては、規則第72条又は規則第36条第7号、労働安全衛生法施行令(昭和47年8月19日政令第318号。以下「施行令」という。)第20条第12号又は規則第36条第9号に伴う資格を有する者を雇用している者

ウ はい積等を伴う作業においては、労働安全衛生法(昭和 47 年6月8日法律第 57 号)第 14 条、施 行令第 20 条第6号、第7号、規則第 36 条第 15 号、同条第 16 号に伴う資格を有する者を雇用してい る者

### 売買契約書

1	売買	代金額
т.		

円也

(うち取引にかかる消費税及び地方消費税額 円)

- 2. 契約保証金
- 3. 物件所在地
- 4. 壳渡物件 素材 m3

立木 m3

#### 物件内訳

売払番号	樹種	本数(本)	材積(m3)	備考
合 計				

上記物件について、売渡人 対馬市長 (以下「甲」という)と買受人

印

(以下

「乙」という〉とは、別紙条件により売買契約を締結したので、その証として本書2通を作成し、甲乙記名押印 の上各自1通を保有する。

年 月 日

売渡人(甲)住所

氏名 対馬市長

買受人(乙)住所

氏名 印 第1条 売払代金は、 年 月 日までに完納しなければならない。

なお、この期限までに代金が完納されない場合は、延納日数に対し年利 . パーセントの延納利息を徴収する。

第2条 乙は、売払代金完納又は延納担保の提供の日から15日以内とする引渡し前において売払物件を 処分しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

第3条 売払物件の引渡しは、売払代金完納又は延納担保の提供の日から15日以内に前記物件所在地において双方立会いの上行うものとする.

乙が引渡しに立会わず又は立会うことができないときは、甲が売払物件引渡しの通知をしたことにより 引渡ししたものとする.

2. 前項の規定により売払物件の引渡しを受けたときは、甲に受領書を提出しなければならない。

第4条 乙は売払物件の引渡しを受けた後において、搬出未済の物件を他人に譲渡しようとするときは、当該物件について乙が市に対して有する権利義務は、譲受人が承継する旨を記載した書面に乙と連署して、甲に届け出なければならない。

- 2. 前項の場合に乙は、譲受人と連帯してその責に任ずるものとする。
- 3. 第1項の届け出がないときは、その譲渡をもって市に対抗することができない。

第5条 売払物件の搬出期限は、 年 月 日までとする。

売渡物件は、この期限までに市有林地外に搬出しなければならない。

2. 不可抗力により期限内に搬出できない期間は、乙が遅滞なくその事由を申し出て、甲の承認を受けたときに限り搬出期間に算入しない。

第6条 乙がやむを得ない事由により前条第2項の期限延長を申請したときは、甲はその事由を審査して 必要と認めるときは、売払代金に対し延長日数につき年利 . パーセントの搬出期間料を徴収して、 期限延長するものとする。

第7条 乙は物件の搬出が終了したときは、遅滞なく別紙搬出済届を提出し、甲の検査を受けなければならない。

搬出未済の物件は、甲に帰属する。

第8条 乙は売渡物件の(立木の場合は「伐採、」追記)搬出にあたり、売渡物件以外の立木又は林地若し

くは甲の施設に損害を与えたときは、直ちに甲に届け出てその指示に従い賠償の責を負うものとする。 その行為が乙の使用人又は請負人の行為であっても同様とする。

2. 乙において売払物件以外の立木を支障木として伐採する必要がある場合は、当該支障木の処置についてあらかじめ文書により申し出て、甲の指示を受けなければならない。

第9条 乙は、前条第2項に基づきあらかじめ甲の承認を受けた支障木については、甲の決定価格で買い とるものとする。

その他誤伐木に対しても同様とし、この場合甲は賠償金相当額を加算する。

第10条 本契約締結後において、甲の責に帰さない事故及び天災その他不可抗力によって、売渡物件に 損害若しくは異動または隠れた瑕疵があっても乙は、異議をのべないものとする。

※素材の場合は第12条から第14条まで削除する

第11条 立木等の売渡しについては、その契約に特約がある場合を除き根株を含まないものとし、当該林木の根株に甲の極印があるときは、極印を減失又はき損しないようその上部より伐採しなければならない。

2. 前項の場合において、過失により極印を減失し又はき損したときは、遅滞なくその旨を甲に届け出なければならない。

第12条 用途を指定して本契約を締結した場合は、甲の承認なくして当該物件をその目的以外に使用し、 消費し、担保に供し又は第三者に譲り渡してはならない。

第13条 乙が前条に違反したときは、売払代金の百分の五十を違約金として徴収されても異議をのべることはできない。

第14条 売渡物件に関し、甲の責に帰すべき事由以外の事由により、第三者に損害を与えた場合は、乙がその責を負うものとする。

第15条 乙は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

1. (素材売払時のみ)売渡物件の搬出前に、物件の内容を確認し、誤って売払物件以外を搬出しないよう注意しなければならない。万が一、売払物件以外を搬出した場合は、乙はその賠償の責を負うものとする。

(立木売払時には追記)なお、売渡物件区域の境界には、物件引渡しの際、乙は甲の指示により売払物件区域の境界に境界標柱を設けること。

2. 乙における物件搬出に際し搬出路開設、小屋掛け、炭窯築設等について市有林地を使用するときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

- 3. 乙が設けた市有林林地内の設備は、その使用を終え又は契約を解除したときは、甲の指定した期間内にこれを除去し、土地を原状に復しなければならない。
- 4. 乙が第2項及び第3項の規定に違反して甲に損害をあたえたときは乙はその賠償の責を負うものとする。

第16条 乙は、甲から跡地検査に立会いを求められたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

第17条 甲は、必要があると認めたときは、乙と協議のうえ契約の変更又は履行の中止をすることができる。

第18条 乙において、対馬市契約規則第32条の規定に該当した行為があるときは、甲は本契約の一部又は全部を解除することができる。

この場合は、乙は、き損が生じることがあってもその補償を要求しない。

- 2. 前項により契約を解除した場合には、当該契約につき納入した契約保証金があるときは、当該契約保証金は甲に帰属し、契約保証金のないときは甲は違約金として、売払代金の百分の十に相当する金額を 徴収する。
- 3. 前項により生じる損失において甲がき損を生じた場合は、乙はその補償をおこなう。

第19条 本契約に疑義があるときは、甲乙双方協議のうえ決定するものとする。

# 搬出済届

年 月 日

対馬市長 様

住所

氏名

年 月 日下記の物件の搬出を完了しましたのでお届けします。

記

- 1. 物件名:
- 2. 物件所在地:
- 3. 搬出物件内容:

樹種	本数 (本)

4. 契約年月日:年 月 日5. 搬出期限:年 月 日6. 搬出完了年月日:年 月 日

7. 摘要:

# 売払物件引渡通知書

年 月 日

様

対馬市長

下記売払物件について、 年 月 日に売払代金完納を確認したので、引き渡したく通知します。

記

物件

物件所在地

売買代金額

売買契約年月日 平成 年 月 日

搬出期限年月日 平成 年 月 日